平成17年度軽米町人事行政の運営等の状況の公表

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員の採用

平成16年度の職員採用はありませんでした。

(2) 職員の退職

区	分	合	計	一般行政職	技能労務職	医療職その他
定年退職	韱		7 人	3 人	4 人	
勧奨退職	韱		3 人	2 人		1 人
その他	<u>t</u>		1 人		1 人	
計		,	11 人	5 人	5 人	1 人

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

給与・定員管理等の状況に掲載しています。

(4) 定員適正化計画と年次別進捗状況 (実績)

給与・定員管理等の状況に掲載しています。

2 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)職員の勤務時間

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休息時間	休憩時間	
40時間	8:30	17:15	12:00~12:15	12:15~13:00	
40時间	0.30	17.10	15:00~15:15		

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成16年1月1日~平成16年12月31日)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
Α	В	С	B/C	B/A×100
5, 253.4 日	1,425.4 日	132 人	10.8 日	27.1 %

(3)特別休暇等の状況(平成17年4月1日現在)

休 暇 の 種 類	付与日数・期間等
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要な期間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要な期間
予防接種又は健康診断を受ける場合(法令等の定めがある場合に限る)	必要と認められる期間
骨髄提供等(親族以外)に伴い必要な検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
ボランティア活動(親族に対する支援となる活動を除く)を行う場合	一の年において5日の範囲内の期間
結婚をする場合	連続する7日の範囲内の期間
妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	10日の範囲内の期間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法の保健指導又は同 法13条の健康診査を受ける場合	町長の定める範囲内の期間

休 暇 の 種 類	付与日数・期間等
妊娠中の女子職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると 認められる場合	適宜休憩し、又は補食するために必要 な時間の範囲内の期間
妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又 は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、 1日を通じて1時間を越えない範囲内の 時間
6週間 (母性保護のため必要がある場合にあっては8週間、多胎妊娠の 場合にあっては14週間) 以内に出産する予定である女性職員が請求し た場合	出産の日までの請求した期間
女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する 日までの期間
生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ1時間の期間
小学校入学前の子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話 を行うことをいう)の場合	一の年において5日の範囲内の期間
生理日の就業が著しく困難である場合	2日の範囲内の期間
職員の妻が出産する場合	2日の範囲内の期間
忌引きの場合	死亡した親族に応じて定められた期間 (1日~10日間)
職員が配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事を行う場合	1日の範囲内の期間
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活 の充実を図る場合	一の年の7月から9月までの期間内において、原則連続する3日の範囲内の期間
災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該 住居の復旧作業等をする場合	7日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場 合	必要と認められる期間
災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間

(4) 育児休業の状況 (平成16年度)

ア 育児休業の取得者数

区分	男 性	女 性
新たに育児休業を取得した者		3 人
前年度から引き続いている者		

イ 育児休業の承認期間 (新たに取得した職員)

期	間	3月超え6月以下	9月超え1年以下	計
取得職	貴数	1 人	2 人	3 人

(5)介護休暇の取得状況(平成16年度)

配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために6月の範囲内で介護休暇を取得することができますが、平成16年度に取得した職員はありませんでした。

3 分限及び懲戒処分の状況(平成16年度)

(1) 分限処分者の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保から、病気で勤務に耐 えられない場合等の一定の理由がある場合、任命権者が当該職員をその意思に反して 免職、休職、降任、降給のいずれかの不利益な処分を行うことを言います。

平成16年度に処分を受けた職員は2人となっています。処分の内容は、病気に伴う休 職処分です。

(2) 懲戒処分者の状況

懲戒処分とは、公務における規律と秩序を維持するため、職員の職務上の義務違反 や公務員としてふさわしくない非行があった場合、その道義的責任として処分を行う ことを言います。処分には、戒告、減給、停職、免職があります。 平成16年度において、懲戒処分を受けた職員はありませんでした。

4 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修の状況(平成16年度)

区 分	回 数	人 数
岩手県が主催したもの	5 💷	9 人
岩手県町村会が主催したもの	4 回	3 人
二戸地区広域行政事務組合が主催したもの	3 回	25 人
軽米町が主催したもの(情報セキュリティー研修)	1 回	97 人
軽米町が主催したもの(接遇研修)	1 回	51 人

(2) 勤務成績の評定(平成16年度)

未実施

5 福祉及び利益の保護の状況

(1)職員の健康診断の状況(平成16年度)

区 分	受診者数
循環器検診	149 人
胃 検 診	86 人
乳ガン検診	29 人
子宮ガン検診	26 人

6 勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立等の利益保護の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求に関する状況(平成16年度)

該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立の状況(平成16年度)

該当なし